

宅地内露出配管についての誓約書

給水装置の工事を施工するにあたり、給水管を宅地内0.45m以上で埋設しなければならないところ、給水装置所有者の都合により、宅地内露出配管で施工することになります。

このことにより、給水管の破損・漏水等の事故があっても、水道使用者又は所有者の負担で解決します。また、その場合による水道料金の減免は適用対象外とします。

なお、この誓約書は給水装置使用者又は所有者の変更が生じた場合においても、引き継ぎます。

年 月 日

さくら市水道事業 さくら市長 様

設置場所 さくら市 _____

設置者住所 _____

氏 名 _____ (自署)